

**2022年3月1日午前0時より水際措置が変更になります。**

なお、下記の内容は今後の国内外の感染状況等によって急遽変更となることがありますので、ご注意ください。

1. 入国後の自宅等待機期間の変更

- (1) 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域（以下「指定国・地域」という。）から帰国・入国する方で、新型コロナウイルス感染症のワクチンを3回接種していない方は、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求めます。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機を求めないこととします。
- (2) 指定国・地域から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、原則7日間の自宅等待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めないこととします。
- (3) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していない方は、原則7日間の自宅等待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めないこととします。
- (4) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、入国後の自宅等待機を求めないこととします。

※ 有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示する必要があります（裏面に記載）。

※ 入国後10日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行ってください。

2. 入国後の公共交通機関の使用について

上記1の(2)及び(3)に該当する方は、入国後の待機のため自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能となります。ただし、入国時の検査（検体採取時）から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限ります。

公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

※ 入国者健康確認センターから連絡をとる場合があるため、「MySOS」をインストールする必要があります。

※ 検疫所又は保健所等から自宅等待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。

※ 3日目以降に受けた検査の結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ずご自身でご確認の上、受検してください。

※ 上記1の(1)～(4)のいずれの場合も、陽性者、濃厚接触者となった場合は、自宅等での待機期間短縮の対象となりません。

● 入国後の自宅等待機期間の変更

滞在歴	有効なワクチン接種証明書	0日目 入国日	1～3日目	4～7日目
指定国・地域滞在歴あり	なし	検疫で検査	・ 検疫所の宿泊施設で待機 ・ 3日目退所時に施設で受ける検査結果が陰性であれば、待機期間終了	待機なし
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・ 自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	待機終了のお知らせにより待機期間短縮
指定国・地域滞在歴なし	なし	検疫で検査	・ 自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
		検疫で検査	・ 自宅等で待機 ・ 3日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出	
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・ 待機なし	



- **ワクチン接種証明書を検疫で提示してください。**なお、その際に、提示された証明書の内容を確認するために、検疫官が証明書の写し（電子の場合はスマートフォン等の画面写真）を取る場合があります。
- **ワクチン接種証明書は以下①～④の条件を満たすものに限り、有効です。**

①	<p>政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。</p> <p>※ 日本で発行された接種証明書は、以下のいずれかに該当するものが有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府又は地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」 ・地方公共団体発行の「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」 ・医療機関等発行の「新型コロナウイルスワクチン接種記録書」 ・その他同等の証明書と認められるもの
②	<p>以下の事項が日本語又は英語で記載されていること。</p> <p>・氏名 ・生年月日 ・ワクチン名又はメーカー ・ワクチン接種日 ・ワクチン接種回数</p> <p>※ 生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定するための事項が記載してあり、パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効とみなします。</p> <p>※ 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効とみなします。</p>
③	<p>以下のワクチン（ワクチン名／メーカー）のいずれかを2回接種していることが分かること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Comirnaty(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer) ・ Vaxzevria(Vaxzevria)筋注／アストラゼネカ(AstraZeneca) ・ COVID-19 Vaccine Moderna(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna) ・ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen) <p>※ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen) の場合は、1回の接種をもって2回分相当とみなします。</p> <p>※ 異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。</p> <p>※ 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「Comirnaty (COMIRNATY)」及びアストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「Covishield (Covishield)」については、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「Comirnaty (COMIRNATY)筋注／ファイザー (Pfizer)」及び「Vaxzevria (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」と同一のものとして取り扱います。</p>
④	<p>以下のワクチン（ワクチン名／メーカー）のいずれかを3回目以降に接種していることが分かること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Comirnaty(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer) ・ COVID-19 Vaccine Moderna(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna) <p>※ 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「Comirnaty (COMIRNATY)」については、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「Comirnaty (COMIRNATY)筋注／ファイザー (Pfizer)」と同一のものとして取り扱います。</p>

● **入国後の自宅等待機期間短縮の流れ（表面1の(2)・(3)の最短スケジュールの場合）**

入国日
(0日目)

日本入国日 自宅等
待機先到着

入国後
1日目～3日目

待機
フォローアップ

入国後2日目

通知受信

入国後3日目

検査実施・結果送信

入国後4日目朝

待機解除の
お知らせ

検査機関はこちら

※認められる検査実施機関は、左のHPに掲載されている医療機関又は衛生検査所（かつ検査はPCR検査又は抗原定量検査）に限られます。
QRコードからHPをご参照ください。
※3日目以降に待機期間短縮のための検査をする目的で検査機関へ移動することは不要不急の外出には当たりませんが、自家用車等、公共交通機関以外の交通手段で移動してください。

待機期間短縮のための陰性結果の届出方法はこちら

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

<https://teachme.jp/111284/manuals/15029540/>



海外から日本に帰国/入国される皆様へ

- 海外から日本に帰国/入国される方は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**
 - ① **検査証明書の提示**
 - 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提示してください。
 - ② **空港での検査等**
 - 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合は、待機期間中は自宅等で待機していただくとともに、公共交通機関は使用しないよう、お願いいたします。
 - **過去14日以内に別紙の国・地域に滞在歴のある方は**、空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
宿泊施設での待機中に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。
 - ③ **誓約書の提出**
 - 待機期間中における自宅等での待機、公共交通機関の不使用、アプリ等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約書を提出してください。
 - 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。

検疫所が確保する宿泊施設で待機を求める指定国・地域

検疫所が確保する宿泊施設で入国後3日間待機を求める指定国・地域		指定日	措置開始日時
3日目に検査			
1	ロシア全土	令和3年12月22日	令和3年12月25日午前0時
2	スイス	令和4年3月10日午前0時から指定解除	令和3年12月1日
3	ブラジル	パラナ州令和4年3月10日午前0時から指定解除	令和3年12月3日午前0時
4	インド全土	令和4年2月2日	令和4年2月5日午前0時
5	ベルー	令和4年1月14日	令和4年1月17日午前0時
6	トルコ	令和3年12月20日	令和3年12月23日午前0時
7	メキシコ	令和4年1月11日	令和4年1月14日午前0時
8	モルディブ	令和4年3月10日午前0時から指定解除	令和4年1月14日
9	サウジアラビア	令和4年1月14日	令和4年1月17日午前0時
10	スリランカ	令和4年1月28日	令和4年1月31日午前0時
11	バングラデシュ		
12	モンゴル		
13	カンボジア	令和4年3月10日午前0時から指定解除	令和4年2月2日
14	ヨルダン		令和4年2月5日午前0時
15	韓国	令和4年2月10日	令和4年2月11日午前0時
16	イラク	令和4年2月10日	令和4年2月13日午前0時
17	インドネシア		
18	ミャンマー		
19	イラン	令和4年2月17日	令和4年2月20日午前0時
20	シンガポール		
21	スウェーデン	令和4年3月10日午前0時から指定解除	令和4年2月24日
22	ウズベキスタン	令和4年3月10日午前0時から指定解除	
23	エジプト		
24	ネパール		
25	パキスタン		
26	ベトナム	令和4年3月2日	令和4年3月5日午前0時

※ 全て日本時間